

広報

2016
(平成28年)

曾爾

そこに

6



the most beautiful
villages in Japan



ふふふと
再発見!!

5月21日(土)・22日(日)に第1回
スペシャルステージ曾爾クラシックが開
催され、村民の皆様のご理解ご協力
のもと、無事終了致しました。沿道で声
援を送って下さった皆様、本当にあり
がとうございました!

議会だより P2

むらの話題 P9
曾爾中学校音楽部のお兄さんお姉さんが来てくれました、
平成28年度 曾爾村消防団入退団式 ほか

お知らせ P13
「定住促進奨励金制度」の案内、高齢者等福祉タクシー
制度について、児童手当・特例給付制度のご案内 ほか

みんなの広場 P20
ほけん事業予定表 ほか

議会だより

3月定例会一般質問

3月定例会の一般質問の要旨は、次のとおりです。(発言順)

■松本喬議員

問 ①電力自由化に伴う公共施設や公益施設での電気料金の比較検討と住民への広報について

この4月から家庭などに向け電力小売りが全面自由化され、全国で新たな電力会社の参入があり、現在の地域別にある大手電力会社10社と合わせるなど、その数が約210社ぐらいいなりました。うち、奈良県下でも15社の電力会社があり、その中から、各家庭が条件などを比較して、利用することができるというところです。

本村においても、役場の庁舎や診療所などの出先機関、ま

た、公益事業である簡易水道施設等の電気は、職員や施設利用者の皆様方が節電に努めてこられたところでありますが、この機会に新たに参入した電力会社と電気料金の比較をされ、条件や内容次第で節約に繋がるのであれば、契約の変更等を検討されればどうかと考えますが、村長の考えを伺います。

これから新しく始まる規制緩和ですから、今後、企業の倒産や事業からの撤退など、さまざまな問題が生じてくることも想定されます。特に、送配電方法については、大手電力会社所有の施設を新電力会社が借用して各家庭へ送配電するようです。電気料金だけの比較で検討することには問題もありますが、各社の状況、また、料金プランも多種に用意されており、十分な検討が必要だとも思います。この家庭用電力自由化については、村民の皆様方も大いに関心を

持つておられることと思います。広報などを通じてこの仕組みや概要をお知らせをするのも行政の大事な役割ではないかと考えますが、以上、2点について、村長の考えを伺いたい。

■答弁(芝田村長)

平成28年4月1日から電力の全面的な自由化が始まります。これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社、東京電力や関西電力など、全国で10社の電力会社が、営業区域を割り独占的に販売し、電力をどこで買うか選ぶことができなかったわけでありました。

今回、大手電力会社による独占体制が崩れ、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、家庭や商店を含め全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。つまり、ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の販売手やサービスを自由に選べ

ることになるわけでありました。

このことは、皆さんもご記憶があると思いますが、昭和60年、今から31年前、日本電信電話公社(電電公社)がNTTとして民営化されました。それまで電電公社の独占市場であった国内通信市場や国際電信電話株式会社(電電公社)の独占市場でありました国際通信市場に競争原理が導入され、多くの民間事業の参入により、その後、事業間の活発な競争を得て現在にいたっています。今では、固定電話はもちろん携帯電話やスマートフォンの普及により競争が激しくなっていますが、電気も電話と同じようなイメージであろうかと思っております。

ト、オフィスビルが電力会社を自由に選べるようになるように、新規参入した電力会社から電気を購入することが可能になりました。その後、平成16年4月、平成17年4月には、小売自由化の対象が高圧区分の小規模工場や中小ビルへと徐々に拡大し、そして、4月1日から、低圧区分の契約、いわゆる50キロワット以下の一般家庭や商店など全面自由化になるといっております。

そうしたことから、電力の小売自由化については、工場などの50キロワット以上の大口消費者は、平成12年3月から自由化が始まっています。初めは、特別な高圧区分の大規模工場やペー

と電話会社が連携し、電気と通信のセット販売も目指していると言われています。また、料金やサービスの問題もありますが、公共施設という性格からやはり安定して電気を供給されるこ

そこで、質問事項の公共施設や公益施設の比較検討でありませんが、今使用している関西電力を含め、新規参入会社との比較検討をしなければならないわけでありませんが、今後は、電力会社と電話会社が連携し、電気と通信のセット販売も目指していると言われています。また、料金やサービスの問題もありますが、公共施設という性格からやはり安定して電気を供給されるこ

とが何よりと考えています。会社の内容も含め、総合的な観点から判断して、使用電力会社を検討していきたいと、考えています。

次に、村民への広報ですが、テレビや新聞、また、広告などにより、各会社の料金やサービスを

ニューなど、いろんな媒体を通じて住民の皆様に電力会社から営業があるかと思えます。村としても、電力の小売全面自由化とはどういふことか、また、自由化でどう変わるのか、電力会社を切りかえるにはどうすればいいのかなど、村民の皆様の周知のために広報でお知らせをしていきたいと考えています。

また、これを機会に、電気も限りある資源の一つであることから、電気の大切さや電力供給の仕組み、また、節電等についても啓発をしていきたいと考えています。

なお、公益施設である曾爾高

原ファームガーデン関連施設については、高圧区分ということで、既に平成17年4月から自由化になっていきます。曾爾村観光振興公社の取り組み状況等は、理事長である徳田副村長から答弁します。

答弁(徳田副村長)

曾爾村観光振興公社の新電力会社への取り組みについては、特に温泉施設の電気料金の上昇というのが非常に続いており、経営を圧迫してくる懸念から、電気代をいかに節減できるか検討してきました。新電力会社の研究の中で、温泉施設は低価格での電気料金設定ということで、メリットは少ないと判断したわけですが、曾爾高原ファームガーデン施設は、新電力会社のほうが安くなる可能性があるというところで、松本議員ご指摘のように、リスクも考えられるわけですが、昨年11月より試行的に1年間、曾爾高原ファームデ

ンの施設のみ、エネサーブ株式会社と契約し、現在、新電力会社の電気を使用しております。使用量や最大事業電力が、昨年より少なくなっていますので単純には比較できませんが、昨年11月から今年1月までの電気料金を従前の使用量等に換算して比較した結果、月平均で約1万8千円程度、新電力会社のほうが安い状態が続いております。これは料金設定の中に基本料金や燃料費の調整額、再生エネルギー促進賦課金の設定というような項目により流動的な面もありますが、今後、料金以外の情報も収集しながら、他の施設への導入も検討していきたいと考えています。

■大向重信議員

問② 曾爾村創生戦略について

平成28年度施政方針で、住民総参画による持続可能な村づくりのための村政運営の決意と主

要施策が示されました。今年は、昨年策定された、曾爾村人口ビジョン、曾爾村地域イノベーション創生戦略の実現に向けた取り組みを進める年でもあります。国においても、創生戦略を後押しするための緊急対応として、平成27年補正予算で地方創生加速化交付金1,000億円が予算づけをされました。地域のしごと創生に重点を置き、地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みを円滑に執行できる事業に交付していくとされております。曾爾村の人口ビジョンでは、村が目指すべき将来の人口を2060年に700人を切らない人口施策を進めるとされ、実現させていくためには

経済、雇用、教育、医療等の各分野への有効な施策の積み上げと地域が持っている観光、農林業の特性を生かした創業、積極的な移住者の受け入れなどによって村の人口を維持していくとされています。過疎化、少子化に歯止めをかけて、定住につなげていくためには、今までの概念を捨てて、新しい切り口で実践をし、担い手育成を図りながら、村内全域で創業の輪づくりを行うなど、危機意識を共有しながら将来にわたり地域の活力を維持し、向上させていかなければなりません。

曾爾村まち・ひと・しごと総合戦略では、村が創業の環境を整え、主体的に取り組む曾爾創業創生戦略、地域住民が地域資源を生かして社会的実験の取り組みを行う地域住民創生戦略によつて、全村を挙げて創業の輪づくりを目指しています。こうした事業を進めていくために、村が中心となって農林業公社を設立し、産業の振興を進める取り組みに大きな期待を寄せています。設立される農林業公社や各大字や団体が取り組む地域住民創生戦略に対する村のサポー

トなどについて所見を伺います。

答弁 (芝田村長)

②昨年12月に曾爾村の大きな課題である過疎化や少子化による人口減少対策、基盤産業である農林業対策や観光対策など、村民皆様の参画を得ながら曾爾村創生戦略を策定しました。今年はその戦略を着実に実行していくための最初の年です。村が主体となり新しい切り口の挑戦であります、(仮称)一般社団法人曾爾村農林業公社の設立を行い、農林業と農村の振興により、農林業経営の安定向上に資するために、農林産物のブランド化や新産地の形成、地域農林業を担う人材づくり、地域資源を活用した地域の活性化に関する事業を行うことによつて、地域農林業の持続的発展と地域社会経済の活性化に寄与することを目的として進めているところであります。そのことから、一般財団法人曾爾村観光振興公社のように

営業し、営利を目的とする公社ではなく、主体であります曾爾村、J A、森林組合が中心となり、お互いに連携、協力しながら国や県、また、村の補助金を受けながら農業や林業の活性化、また、地域の活性化による農林業者の所得向上につなげていくための取り組みをいわば手助けをしていく、そういう組織であります。また、曾爾村創生戦略を着実に実行していくための中核となる組織であるとも思っています。現在、その公社の設立に向けて準備をしているところです。J Aや森林組合ともいろいろ協議をしています。また、この公社を設立したとしても、事業、業務が軌道に乗るまでは、当分の間、事務所を役場に置き、役場の職員が事務員を兼務していくことを考えています。また、大字等、地域が取り組む新しい切り口の挑戦事業につきましては、この農林業公社が窓口になり、地域と協

力しながらサポートしていきたいと考えています。そして、どのようなサポートをしていくのかということですが、新年度予算案で設立に必要な金額約1,300万円を提案しています。また、その他の事業、大字や団体が取り組む事業等ですが、これに係る予算は、追加上程します平成27年度の一般会計補正予算案で約8,000万円を計上提案しています。

また、この財源を国は、平成27年度補正予算として、地方創生加速化交付金1,000億円を計上し、今国会で成立いたしました。この加速化交付金は、補助率100%ですから、補助条件も大変厳しい内容と理解しています。ソフト事業を中心とすることとされていますが、ソフト事業と密接に係るハード事業、施設整備事業等は交付金の対象となると聞いており、事業費の概ね50%とすること。また、

市町村にあつては2事業まで、そして、申請額は、8,000万円を上限とするとされています。また、自立性、官民協働、地域間連携など、先駆的な事業であることとされています。

本村としても、この交付金を受けるために、2月中旬に国に実施計画を申請しました。交付決定については3月中下旬ということで、決定は受けていませんが、申請内容を平成27年度の補正予算案として提案しています。

また、国では、平成28年度の新年度予算案として、地方創生進化的ための新型交付金、地方創生推進交付金(補助率が50%)が、事業ベースで2,000億円計上されています。仮に地方創生加速化交付金が受けられなかった場合は、6月に補正予算として提案したいと考えています。平成28年度では、交付金を申請しながら、農林業公社を通じて各大字や団体が取り組む事業をサポートしていきたいと考えています。

■大向重信議員

問 ③中央公民館の跡地と今後の公民館活動について

中央公民館は、昭和45年に建設をされ、曾爾村住民のための社会教育や文化の振興、社会福祉等に寄与する目的で設置されていましたが、老朽化のため解体され、この3月の定例議会に中央公民館廃止条例の提案がされました。

長年、村民が教育や交流の場として教養講座やサークル活動、図書館など、多くの方々に親しまれ、活用されてきました。が、解体後は、入り口付近が広くなり、道路側から役場庁舎が見えやすくなるなど、環境が変わり、外来者にもわかりやすくなりました。また、隣接する振興センターでは、会議や多くの行事が開催されるなど、利用頻度が多く、近場の駐車場も狭いことか

ら、駐車場には、との住民の方々の声をいただいております。

跡地につきましては、防災資機材等備蓄施設が計画され、平成28年度予算書では、設計委託料として200万円が計上されています。安全で安心のできる防災に強い村づくりを目指し、いつ起こるかわからない南海トラフ等の大地震や想定外の自然災害の備えをしておかなければなりません。村内の既存の施設を活用していく考え方もあると思います。また、他の自治体では、避難場所に指定されている学校や体育館、公民館、ヘリポート等にコンテナハウス等を併設して、防災資材、機材倉庫にされているところもあります。今の村の財政状況について厳しさは変わらないと思いますが、施設のあり方について、村長はどのように思われているのか、所見を伺います。また、平成28年度曾爾村教育基本方針の中に、村民が健

康で豊かな生活を送るための生涯学習について環境の整備、充実に努めるとされております。

村民の多様な学習ニーズに応える講座や研修内容の拡充、村民が利用しやすい図書館運営などが示されています。今までの活動拠点であった中央公民館がなくなることにより、今後の活動の場についての考えておられるのか、教育長に伺います。

【答弁】芝田村長

曾爾村中央公民館は、45年前の昭和46年2月に建設されました。耐震工事の対象にもなっておりまして、昨年度、平成26年度に耐震工事をして使用するかどうか、議会でも議論、検討をしていただきました。建物が老朽化しており、耐震工事に多額の費用がかかること、また、昔の基準により便所等の間取りが悪く、利用するのに不便であることなどを総合的に勘案した結果、解体することを議決していただき

ました。

また、跡地の利用については、議員の質問にあったように、駐車場にはどうかという意見もありましたが、中央公民館を解体するための補助金はないため、過疎対策事業債を充当することから、解体後の跡地に、新たな施設を必ず建築する必要があります。また、跡地以外の役場の敷地に新たな施設を建設する場合は、隣接の皆様の承諾や畑の日照権等の問題も発生します。そういうことから、跡地に新たな施設、曾爾村地域防災拠点施設を建設するという目的で、本年度に解体しました。そして、新年度予算案では、設計委託料を計上提案しているところ

です。

防災資機材等の備蓄施設を含めた曾爾村地域防災拠点施設であります。村内には、防災備蓄倉庫がないことから、現在、駐在所横の倉庫に土木関係等

資機材、公用車の冬用タイヤ、融雪剤等と兼用して、防災備蓄品も保管しています。備蓄品として食料、飲料水、毛布、日用品等、また、消防、水防及び救助等

資機材も保管しており、多数の備蓄品を保管する場所が確保できないため、有時に必要な備蓄品が十分確保できているとはいえない状況です。

また、村内の指定避難場所については、ほとんどが土砂災害警戒区域に当たるため、区域外で保管することが必要と思われることから、建築予定の防災拠点施設に集中管理して、災害時には各避難場所に配送することを考えています。

また、この施設には、会議室等も設けたいと考えており、災害発生時の災害対策拠点として、また、平時には消防団の会議や防災に関する研修、訓練の場として、また、自主防災組織を初め、コミュニティ組織の育成やそ

他の会議にも活用しながら、複合的な施設として利用できれ

ばと思っております。平成28年度では、建築内容等について、県の指導を仰ぎながら十分に議会と協議、検討を行い、より効果的な施設の建築設計を実施し、国や県の有利な補助制度を活用しながら建築したいと考えています。なお、今後の公民館活動については、教育長から答弁します。

【答弁】尾上教育長

③中央公民館は、昭和46年2月12日に竣工し、平成27年9月までの45年間、曾爾村の社会教育施設の中心施設として教室や講座、各種団体などで活用され、曾爾村の生涯学習の発展に大きな役割を果たしてきました。しかし、開設以来、45年が経過し、老朽化が激しく、また、エレベーター等の施設がないために、高齢の方や障害をお持ちの方の利用に大きな負担をかけています。曾爾村中央公民館は、講堂、

パソコンルーム、調理室、和室、

図書室などの施設がありました。が、設備面でも古くなり、使用ができない状況があり、ここ数年は講堂、図書室のみの利用となっていました。今現在、図書室は教育委員会横の会議室を図書室として活用しています。また、学童保育の延長保育もこの場所で行っています。各種の会議や公民館活動は、振興センターや役場内の会議室を活用しています。また、小中学校の多目的室、家庭科室なども開放しています。できるだけ既存の施設を有効活用して中央公民館の役割を担っていききたいと思っております。

■堂浦鶴清議員

問④ 曾爾村小中一貫教育校

開校のシミュレーションについて
平成28年度施政方針、予算案説明書で、本村の児童生徒が減少する中、子供たちにとって最善の教育環境を今後も総合教育会議の中で議論していくとされ、小中一貫教育についても総合教育会議の中で検討していくとされています。

一方、曾爾村教育委員会の平成28年3月11日付、「平成28年度曾爾村の教育並びに重点施策事業」の内容の中で、現在、児童数の減少が大きな課題です。そして、少人数学級のデメリットの緩和や解消に取り組むことが極めて重要になってきており、そのために、本村では、早期に曾爾村小中一貫教育校をスタートさせたいと考えています。本年度には、曾爾村小中一貫教育推進会議を立ち上げて、9年間を見通した一貫した指導が行えるよ

う推進していきたいと記載されています。

また、村長は、平成28年1月16日に宇陀市室生振興センターで開催された平成27年度第4回地域フォーラムで、パネルディスカッションにパネリストとして参加され、協働と連携のまちづくり、奈良モデルのテーマの議論で、平成27年10月から御杖村と共同で設置している僻地市町村指導主事の件などを述べられ、小中一貫教育校の設置を検討したいと語られていました。学校教育に関して、誠意、熱意を持っておられるというふうに私は感じました。

また、曾爾村と共通の人口減少の課題を抱えていると思われる御杖村の中学校と沖繩への修学旅行や、部活動では女子バレー部員がチームが一緒に取り組んで活動、小学校では広島への修学旅行を共同で実施するなど、小規模少人数学級同士が

共通の課題を持ちながら、一緒に活動しています。そこで、平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市町の連携強化が図られるようになりました。そうした

ことを踏まえ、曾爾村の小中一貫教育を二日でも早くスタートさせるとともに御杖村との広域教育行政を進めるため、曾爾・御杖行政一部事務組合でこの問題を論議してはどうかと思いますが、村長の考えを伺いたい。

答弁（芝田村長）

④教育委員会制度が約60年ぶりに大きく転換しました。昨年、平成27年4月の教育行政法の改正施行により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置。首長が議会の同意を得た上、教育長を任命。また全ての地方公共団体に総合教育会議を設置し、教育に関する大綱を首長が策定することになりました。さらには、学校教育法な

どの改正により、小中一貫校を学年の区割りを自由に設定できる義務教育学校と独立した小学校と中学校が統一したカリキュラムで学ぶ小中一貫型小中学校が制度化されました。

これはいずれも市町村教育委員会の判断で設置ができるようになりました。このことは、本年4月から施行されます。このことから戦後の義務教育制度が大きく転換されました。教育行政や小中学校を取り巻く環境が大きく変わることになるわけです。今までは、教育行政のことは教育委員会にお任せしていたわけですが、今後は、行政と教育委員会がさらに連携を密にしながら曾爾村の教育行政の推進に努力していかなければならないと考えています。

また、僻地市町村指導主事設置事業は奈良県独自のいわゆる奈良モデルではありますが、2年間ではありますが、昨年10月よ

り御杖村と共同設置をすることができました。指導主事には学校と行政の橋渡し役となっていて、ただき、教育課程の編成、学習指導、教職員への指導助言はもちろん、両村での連携教育、そして、小中貫教育に向けた取り組みをしていただいているところです。そうしななか、去る2月23日に開催いたしました総合教育会議では、小中貫教育の推進について報告を受け、議論をいたしました。私としては、児童生徒がますます減少していく中で、村内で学校を維持していくためにも、充実した教育を推進していくためにも、また、学校運営経費の削減による保護者負担の軽減対策を進める上においても、二日も早く学年の区割りを自由に設定できる体型の小中貫教育学校が開校できるように取り組みをしていく必要があると考えており、その進め方についても協議をしていただくようお願いも

たところです。また、御杖村との広域教育行政につきましては、今後、過疎化や少子化により人口がますます減少するものと思われれます。村を維持していくためには、行政の効率化を図り、経費の削減が不可欠とも考えています。御杖村とは合併ができませんでしたが、隣村の御杖村との行政連携や共同処理、共同設置が今後ますます重要になってくると考えています。そうした背景から、広域教育行政を含め、今後、宇陀郡町村会、また、曾爾御杖行政二部事務組合の中で議論、検討していきたいと考えています。なお、教育総合会議での議論については、教育長から答弁します。

答弁（尾上教育長）

④教育方針の中で、早期に曾爾村小中貫教育をスタートさせていかなければなりませんと申し上げましたが、早期というのは今のところ平成30年をつ目処と

考えています。そのために、平成28年度に曾爾村小中貫教育推進協議会を設置する予定としていいます。推進協議会は、村行政関係者、小中学校代表、PTA代表、村教育委員会が構成して、小中貫教育の推進、小中学校の教育課程に関する事、小中学校の指導体制、教育環境の整備等に関する事などの事項について協議をしてまいります。

また、小中学校教職員により、曾爾村小中貫教育運営委員会など3部会を設置いたします。この運営委員会や部会を通して、9年間を見通した小中学校共通の目標や目指す子ども像の設定、いわゆるグランドデザインを作成いたします。

また、小中学校で途切れることがないように、教育内容や年間計画などのカリキュラムの作成を進めます。さらに、現在実施しています体育大会やサマースクール以外にも学校行事や授業

研究で連携や交流を深めてまいります。具体的には、小中合同学習や行事の計画、推進、学習規律や生徒指導の共通化、小学校高学年への中学校教員によります乗り入れ授業などを行います。平成28年、29年度の2年間で基本的な事項を決めて、しっかりと準備をしていきたいと思っております。そして、平成30年4月には、曾爾村小中貫教育校として発足させ、9年間を見通した貫した指導ができるように進めてまいりたいと考えています。なお、御杖村も曾爾村と同じく小中貫教育の推進に動き出したところでござい

ます。曾爾村、御杖村ともに小中貫教育への推進に当たりましては、その実務を曾爾村、御杖村兼任の指導主事が担当いたしますので、互いの情報が共有できるとともに、それぞれのよさを取り入れて進めることができるものと思っております。また、両村教育

委員会を組織しています「宇陀郡教育委員会連合会」でも、小中貫教育の推進についてともに取り組みの交流を図ったり、連携や協力をしたりしながら進めていきたいと考えています。

■議会傍聴のお知らせ

本会議や常任委員会・特別委員会は一般に公開され、個人でも団体でも自由に傍聴できます。傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法でもありますから、自分の選んだ議員の活動や村政の方針などを実地に見聞できる議会の傍聴をお勧めします。

傍聴にあたっては、会議当日に議場傍聴席入り口にある傍聴人受付簿に住所・氏名・年齢をご記入していただくだけで傍聴していただけます。

次回定例会は、6月です。なお、議会日程等は、ケーブルテレビ等でお知らせします。

☆曾爾中学校音楽部のお兄さんお姉さんが来てくれました☆



かわいいお面を被り登場してくれました♪



お兄さんお姉さん…すごいな☆



知っている曲がいっぱいでした。



素敵な演奏ありがとう☆

4月22日(金)に曾爾中学校のお兄さんお姉さんが、子どもたちの前でアンパンマンマーチやドラえもんなどよく知っている曲を演奏してくれました。お兄さんお姉さんの演奏は素晴らしく、子どもたちは、一緒に歌ったりしながら楽しんでいました。



幼児組(赤、黄、青組)でハイポーズ



乳児組(ひよこ、うさぎ、きりん)でハイポーズ

☆すくすく大きくなる
ことを願って…☆



4月24日(日)平成28年度曾爾村消防団入退団式が曾爾村振興センターで開催されました。
芝田村長より退団者に感謝状が贈られ、また、新たな分団長と新入団員には、北畠消防団長からそれぞれ任命書が手渡されました。その後、新入団員を代表して、第2分団 高松和弘さんが住民の生命と財産を守り忠実に消防の義務を遂行するとの宣誓を行いました。

平成28年度 曾爾村消防団入退団式

団 長	北畠達也	分 団 長	第1分団	上田吉宣
		〃	第2分団	辻 昌希
		〃	第3分団	萩原孝一
副 団 長	山縣 徹	新入団員	第1分団	谷 紀彦
〃	田中 巧	〃	第1分団	林 宙
〃	吉田茂一	〃	第2分団	高松和弘
退 団 者	山本吉修 (第1分団)	〃	第3分団	阪上 翼
〃	政木 覚 (第3分団)	〃	第3分団	坂井孝行
〃	尾田俊彦 (第3分団)	〃		(敬称略)

火災を発見したときや病気やけがで救急車が必要なときは119番で通報して下さい。

村内「スポーツ団体・スポーツクラブ」の紹介

曾爾村教育委員会は、村内のスポーツ団体・スポーツクラブを応援・支援しています。スポーツ団体やクラブでは活動をとおり、健康増進や仲間とのコミュニケーションに努めていただいています。また青少年の健全育成にも大きく貢献していただいています。

曾爾フットボールスクール《Soni F.C》

曾爾村フットボールスクールは、全国でも、数少ない最年少でサッカーを始められるサッカー教室です。現在3歳から中学生まで44名が加入し、4名のコーチ(椿井雄一郎さん・井本貴久さん・石之 仁さん・納村拓也さん)のもとで活動しています。毎週火曜日の午後7時から9時までの2時間、主に曾爾小学校のグラウンドや体育館で教室を開催しています。また年代別フットサル大会へ参加したり、曾爾フットボールスクール主催の招待試合なども開催しています。

曾爾フットボールスクールでは、ドイツを中心に普及している判断能力向上のトレーニングを行っています。子どもたちはサッカーの楽しさだけではなく、礼儀や感謝することの大切さも学んでいます。サッカーを通じて心身ともに成長する団体、一人でも多くのサッカー人を輩出できるようなスクールを目指して活動しています。

当スクールでは、男女を問わず子どもから大人まで参加者を募集しています。興味のある方はいつでもご参加ください。



バドミントンクラブ

バドミントン好きの仲間が集まって始めたこのクラブは、現在、小学生・中学生・高校生から大人まで12名の方が楽しんでいます。

前半は、基本的な打ち合いを軽く行い、後半はダブルスの試合形式でゲームを行っています。大人も子どもも初心者の方も一緒にペアを組み、和気あいあいとした雰囲気ですが、時には本気になって盛り上がります。

毎月第2・第4金曜日、午後7時30分から9時30分まで、曾爾小学校体育館にて開催しています。クラブの世話役は椿根純子さんです。興味のある方は、体育館シューズ持参でお越しください。



地域おこし協力隊員を紹介します！



*名 前 山本 佑子(やまもと ゆうこ)
 *年 齢 32歳
 *現居住地 山粕
 *前居住地 愛知県豊明市
 *所 属 農業(ほうれん草)

4月9日に初めて種をまき、その収穫が5月11日から始まりました。自分が種をまいた所は、やっぱり愛着がわきますね！根が出て、芽が出て、本葉が出て…。そこまでは長かったのに、そこからは一気に大きくなって行って、見る度にその成長の速さに驚いていました。これから、ほうれん草の栽培が難しくなる夏がやってきます。夏でも収穫できるようにって一人前だそうなので、私も早く一人前になれるよう頑張りたいと思います！

大和当帰苗植えイベントが開催

曾爾村では、地方創生戦略の一環で、人の健康に役立つ薬草の産地化を目指しています。4月25日(月)には、薬草の産地化第一弾となる大和当帰(やまととうぎ)の苗を植えるイベントを、モデル圃場となる大字今井横輪地区で開きました。当日は横輪地区

の住民のほか、村内の農家、地域おこし協力隊員など合わせて約20人が参加。先進的に取り組む高取町のポニーの里ファームや奈良県東部農林振興事務所の担当者から栽培指導を受けながら、マルチシートの上から順に苗を植えていきました。

夏頃には葉の収穫・出荷、12月中旬には根も収穫できる見込みです。6月をめどに設立する曾爾村農業公社では、葉や根の有効活用策の研究、商品開発、試験販売に取り組みます。お問い合わせ 曾爾村役場企画課

☎944-2101



第2回曾爾米ブランド 化協議会が開催

「第2回曾爾米ブランド化協議会」が4月11日、曾爾村振興センターで開かれ、今年度新たな農法で試験栽培に取り組む生産者のほか、JAならけん、奈良県東部農林振興事務所の担当者など約20人が参加しました。



会議では、平成28年度の活動方針案を協議。①山形県の米農家、遠藤五さんの指導のもと、自然環境に配慮した有機肥料・減農薬栽培に挑戦すること、②食味値などに応じて区分販売していくこと——などを確認しました。今年度の試験栽培は11人が約2ヘクタールで実施。品種は「コシヒカリ」です。第3回の曾爾米ブランド化協議会は6月下旬を予定しています。

お問い合わせ 曾爾村役場企画課

☎94-2101

地域イノベーション先進地視察を行いました。

4月27日・28日、小長尾地域で進められている「ゆず加工」による地域おこし事業、葛地域で進められている「米焼酎づくり」による地域おこし事業、また米ブラン

ド化事業について円滑に進めるため、先進な取り組みをされている高知県長岡郡本山町と大豊町を視察させていただきました。

小長尾・葛の住民代表、担当の地域おこし協力隊など21名が参加しました。

お問い合わせ 曾爾村役場企画課

☎94-2101

大豊町JA土佐れいほくゆず加工施設

森下工場長より施設の概要・加工機械の処理能力、加工品の種類など説明を受けました。収穫量や売れている商品や皮の活用などの質疑応答がありました。



本山町ばうむ合同会社

藤川代表より旧小学校体育館を改修した蒸留室や、米焼酎「天空の郷」の製造工程などスライドも交えながら説明を受けました。主に製造工程や酒造免許に関することの質疑応答がありました。



本山町農業公社

和田理事より農業公社について、食味コンテストで金賞を受賞した地域ブランド米「天空の郷」の認定基準や生産者の取り組み、新商品の開発など説明を受け、隣接のライスセンター見学を行いました。



「定住促進奨励金制度」の案内

曾爾村では、定住したい方をバックアップするための「定住促進奨励金制度」を用意しています。Uターン奨励金、転入奨励金（45歳以下が対象）、ふるさと就労奨励金の3タイプあります。概要は以下の通りです。

相談日の種類	奨励金		内容
● Uターン奨励金	世帯（2人以上）	200,000円	曾爾村に定住の意志のある方が就業のためにUターンされた場合で、45歳以下の方。また、世帯の中に義務教育（村内施設で就学）修了前の方には1年あたり2万円支給します。
	単身者	50,000円	
上記の内、農林業従事される方及び村長が指定する産業に従事される方	世帯（2人以上）	300,000円	
	単身者	100,000円	
● 転入奨励金	世帯（2人以上）	100,000円	曾爾村に定住の意志のある方が転入された場合で、45歳以下の方。また、世帯の中に義務教育（村内施設で就学）修了前の方には1年あたり2万円支給します。
	単身者	50,000円	
上記の内、農林業従事される方及び村長が指定する産業に従事される方	世帯（2人以上）	300,000円	
	単身者	100,000円	
● ふるさと就労奨励金	地元企業に就職した場合	100,000円	曾爾村に住所を有し、村内に家族があって定住の意志のある方が新卒就業された場合。
	村外の企業に就職した場合	70,000円	

○支援資格

①Uターンとは、

就業のために1年以上村外に住所を移していた村内出身者の方で、就業のために再び本村に住所を定める45歳以下の方を言います。

②転入とは、

村外出身の方で、新たに曾爾村に住所を定める45歳以下の方を言います。

③新卒就業とは、

学校卒業年度の翌年度末までに新規に就業する方で、同一事業所に3ヶ月以上継続勤務した方を言います。

④定住とは、

曾爾村に5年以上にわたり住所を有し、かつ継続して居住することを言います。

また、住民基本台帳法による住民登録をした（している）方、外国人登録法による外国人登録をした（している）方を言います。

○交付要件

①Uターン奨励金及び転入奨励金は5年を経過したときに交付されます。

②ふるさと就労奨励金は、5年以内に転出された場合は金額の一部を返還しなければなりません。

③税の滞納がある等要件を満たさない場合は、交付しないことがありますので各々の奨励金の概要をご覧ください。

お問い合わせ 曾爾村役場企画課 ☎94-2101

高齢者等福祉タクシー制度について

高齢者等福祉タクシー制度とは、自宅から最寄りのバス停までの利用、老人会などへの参加や病院、買い物などにタクシーを利用したとき、タクシー代の一部を助成する制度です。



【対象者】

○村内に住所があり実際に住まれている高齢者等の方で、村税等の滞納がなく次の①から⑦のいずれかに該当する方です。所得制限はありません。

ただし、自動車の運転ができる方は、対象から除きます。

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②世帯全員が75歳以上の方
- ③80歳以上の方
- ④介護保険の認定を受けている方
- ⑤身体障害者手帳1級・2級を所持している方
- ⑥療育手帳を所持している方
- ⑦上記の①から⑥に該当する方が利用できない場合であって、その方を介助する者

【助成の内容等】

- 利用できるタクシー会社は、「**大手タクシー**」のみです。
- 「タクシー利用券」は、1人につき月3枚(1枚あたりの額面は500円)
- 利用券は、申請月の翌月分からの交付となります。
(例1:申請月が4月の場合、利用券33枚)
(例2:申請月が5月の場合、利用券30枚)
(例3:申請月が6月の場合、利用券27枚)
- 利用券の有効期限は、平成29年3月31日までです。

【利用券の使用方法】

○タクシー利用券の使用方法は、大手タクシーを利用して運賃を支払うときに、タクシー利用券を提出し、運賃から利用券の金額を差し引いた額を支払います。

利用券の使用方法

- 利用券の使用は、乗車1回につき5枚を限度とします。
(例1:タクシー運賃が930円の場合)
930円-500円(利用券1枚使用) = 430円を支払います。
(例2:タクシー運賃が1,470円の場合)
1,470円-1,000円(利用券2枚使用) = 470円を支払います。
(例3:タクシー運賃が2,910円の場合)
2,910円-2,500円(利用券5枚使用) = 410円を支払います。

【申請方法】

- 希望される場合は、印鑑(認印)(シャチハタ不可)をご持参のうえ、役場保健福祉課で手続きをしてください。
(※代理の方が申請される場合は、代理の方の印鑑も必要となります。)

お問い合わせ 曾爾村役場保健福祉課 ☎94-2103

児童手当・特例給付制度のご案内

受給中の方は現況届を！受給中でない方は認定請求を！

●支給対象

児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が所得制限限度額以上の場合には、特例給付として支給されます。



平成28年度 所得制限限度額

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得制限限度額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円

◇上記限度額と控除後の所得額を比較し、所得判定を行います。

◇扶養親族等の数とは、所得税法で定める控除対象配偶者、扶養親族、扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持した者のことです。

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

注2) 扶養親族などの数が5人以上の場合の限度額は、その超えた人数1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

●支給額（1人当たり月額）

3歳未満の児童	一律	15,000円
3歳以上小学校修了前の児童	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
特例給付	一律	15,000円

児童手当・特例給付を受給している方

児童手当・特例給付を受給している方は、現況届・必要書類一式をそろえて6月中に住民生活課（公務員の方は勤務先）へ提出してください。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。

お子さんが生まれた方・転入してこられた方

出生日・転入日の翌日から15日以内に、「認定請求書」（第2子以降の出生の場合は「額改定請求書」）を住民生活課（公務員の方は勤務先）へ提出してください。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますので注意してください。

●寄附

児童手当・特例給付の全部又は一部を寄附することができます。ご関心のある方はお問い合わせください。

お問い合わせ 曾爾村役場住民生活課 ☎94-2102

「若者定住住宅 整備奨励金」の 案内

曾爾村では、定住する意志のある若者が、住宅を新築・改築・増築・購入する場合、毎年10万円ずつ5年間交付する「若者定住住宅整備奨励金」を創設しました。主な要件は左記の通りです。

○村に住所を有する本人か配偶者が45歳以下であり、生計を一にする夫婦、または子供と同居し、養育している者であること

○平成28年4月1日から平成33年3月31日までに取得した住宅であり、取得から6カ月以内に申請書等の書類を提出すること

○居住部分の延べ床面積が50平方メートル以上で、家屋調査が行われた住宅であること

お問い合わせ

曾爾村役場企画課

☎94-2101

『年金生活者等支援臨時福祉給付金』 の申請受付が始まりました

「一億総活躍社会」の実現に

向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者等を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、『年金生活者等支援臨時福祉給付金』の制度が創設されました。受給の対象となられる方には、5月に書類を郵送致しましたので、お早めに申請の手続きを行ってください。

支給対象者 平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者

◎平成27年度の臨時福祉給付金の対象者

平成27年1月1日において、以下の条件を満たした方

① 曾爾村の住民基本台帳に記録されている方



割）が課税されていない方

※ただし、課税者の扶養となられている場合や生活保護制度の被保護者となれている場合は対象外となります

支給額 対象者1人につき

30,000円

申請期間 5月9日～8月9日

(消印有効)

持ち物 印鑑・本人確認書類等

申請・お問い合わせ

曾爾村役場住民生活課

☎94-2102

曾爾村起業等人材育成支援事業補助金制度のご案内

曾爾村において起業の創出や起業者及びその関係者の定住等の促進を図るため、起業などの人材育成を支援する創業者の方に対して下記のとおり助成いたします。

対象者の要件	補助内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者（法人含む。）。 ・ 20歳以上60歳未満の者で住民基本台帳に登録されている者、又は村内に法人登記できる法人。 ・ 補助金交付後5年以上継続できる者（法人含む。）。 ・ 創業支援相談を受講し、経営、財務、人材育成及び販路開拓の4分野すべての知識が身についたと認められた者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の範囲内で補助対象経費の2分の1（1件あたり上限100万円。）。 ・ 対象期間は補助開始年度を含め継続した3年度を限度。

なお、補助対象者や補助対象経費の用途などについては条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 曾爾村役場企画課 ☎94-2101

平成28年度 特定健診・がん検診の申し込みはお済みですか？

検診項目	対象年齢	健診費用	実施日・場所
特定健診(血液検査・ 診察・尿検査・心電図等)	40歳以上の国保加入者 または、後期高齢者	500円	日程： 7月13日(水) 14日(木) 15日(金) 16日(土) 時間： 午前8時～受付 *16日は歯科検診のみ ありません。 場所： 老人福祉センター
胃がん(バリウムによる X線撮影)	35歳以上	500円	
肺がん(X線撮影) *結核検査含む	40歳以上	300円 喀痰500円	
大腸がん (便潜血検査)	35歳以上	300円	
前立腺がん (血液検査)	40歳以上の男性	600円	
肝炎ウイルス (血液検査)	40歳以上(今まで受けた ことのない方)	400円	
歯科検診 (診察・指導)	40歳以上	無料	

申し込みがまだの方は、今すぐお電話を→保健福祉課 ☎94-2103

*子宮がん・乳がん検診は個別検診のみ受け付けています。ご希望の方はお電話ください。

事業主の皆様へ 労働保険年度更新について

平成28年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きは、6月1日(水)から7月11日(月)までの期間です。期日中の手続・納付をお願いします。

早期申告納付のお願い

年度更新申告書は、5月末までに事業場あて送付いたしますので、申告書が届きましたらお早めに申告・納付をお願いいたします。

申告・納付の最終日である7月11日(月)は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑が予想されます。

ご注意

期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料等の額を決定し、さらに追徴金(保険料等の10%)を課すことがあります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

奈良労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

スポーツ振興くじ (toto) 助成事業・ 桜井宇陀サッカー教室の開催について

◎宇陀会場

日時 6月18日(土)13時30分から16時まで(受付12時30分から)
(平成28年度教室時間は、午後のみとなります。)

場所 宇陀市大宇陀心の森総合

福祉公園(宇陀市大宇陀拾生)

(雨天の場合は、大宇陀体育館)

締切 6月10日(金)(先着順100名)

◎御杖会場

日時 7月2日(土) 13時30分から16時まで(受付12時30分から)
(平成28年度教室時間は、午後のみとなります。)

場所 御杖小学校運動場(御杖

村菅野)(雨天の場合は、御杖小学校体育館)

締切 6月24日(金)(先着順60名)

参加対象者 圏域内(桜井市・

宇陀市・曾爾村・御杖村)に住所を有する4歳~中学生の方(サッカー未経験者や性別は問いません)

参加費 無料

申込方法 封書により(結果連絡用「官製はがき」同封)のうえ、桜井宇陀広域連合 サッカー教室係まで。参加申込書及び参加承諾書は、桜井宇陀広域連合H.P.からダウンロード可。

※詳しくは、〒633-0112 桜井市大字初瀬1626-1

桜井宇陀広域連合 サッカー教室係へ

☎0744-417

7077



森林の立木を伐採するときには 届け出が必要です

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務づけられています!!

伐採及び伐採後の造林の届出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な実施をするためです。

伐採及び伐採後の造林の届出は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるように届出していたくものです。

誰が届出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、連名で提出します。
例えば、以下のとおりです。

◆森林所有者(自分で、あるいは

は請負によって伐採する場合は)

◆森林所有者と立木買い受ける(連名)(伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合)

届出の時期はいつ？

伐採を始める90日から30日前までです。

届出の提出先は？

伐採する森林がある市町村の長です。

届出をしないとうなるの？

100万円以下の罰金に処せられます。(森林法第207条)



自衛官募集案内

種目	資格	受付期間	試験日
自衛官候補生	18歳以上27歳未満の者	お問い合わせください	受付時にお知らせします

詳しくは自衛隊天理募集案内所までお問い合わせください。 ☎0743-63-2540

ホームページ : <http://www.mod.go.jp/pco/nara>

E-mail : hq1-nara@pco.mod.go.jp

人口1,568人
(-2)
男 737人
(+2)
女 831人
(-4)

世帯数680世帯
(±0)

山 粕 203人 96世帯
掛 108人 51世帯
長 野 183人 82世帯
小長尾 125人 51世帯
今 井 211人 88世帯
堀 井 112人 53世帯
葛 132人 51世帯
太良路 118人 51世帯
伊賀見 376人 157世帯
(平成28年5月1日現在)

高齢者クラブ活動
(全て13:30~)

カラオケ 第1・第3回
大正琴 第1・第3回
民謡 月1回
手芸 月1回 金
陶芸 第4回
民踊 第2・第4回
大正琴

アミーゴ 月2回
(10:00~)

せせらぎ 月2回
(13:00~)

●発行 曾爾村役場
●編集 総務課
〒633-1212
奈良県宇陀郡曾爾村
大字今井495-1
☎ 0745-94-2101
FAX 94-2066
●印刷 伊和印刷
●広報曾爾題字
故 清水公照
(第207世、第208世
東大寺別当)

ほけん事業予定表 (6月)

事業名	実施日	時間	対象者	場所・内容等
保育園 歯の健康教室	6月 3日(金)	9:00~ 11:30	保育園児と保護者	○場所:曾爾保育園 ○内容:歯科検診、歯科医師からの おはなしなど ○スタッフ:歯科医師、歯科衛生士、 保育士、保健師
保健推進委員会 定例会	6月 9日(木)	19:30~	保健推進員	○場所:曾爾村役場 ○内容:講義「歯の健康づくり」 講師:田中宏治歯科医師
宇陀郡一日 子ども相談	6月23日(木)	10:30~ 16:00	18歳未満の子ども、 保護者	○場所:御杖村老人福祉センター ○内容:奈良県中央子ども家庭相談 センター職員による療育手帳判定 に関する相談 *事前申込みが必要です。

ふれあいサロンの開催について

日時 6月8日(水) 13時~15時まで

場所 曾爾ふれあいセンター(曾爾村大字山粕)

内容 タオル ミニタオルを使ってぬいぐるみを作ります。

持ち物 タオル ミニタオル はさみ(ふれあいセンターでも用意しています。)

※何かわからない事がありましたら(☎94-2731)ふれあいセンター新山まで連絡下さい。

(月・水・金曜日午前中のみ)

謹んでお悔やみ申し上げます

4月 8日 山 粕 勿ヶ辻愛子さん (94歳)

4月23日 掛 平島キミノさん (92歳)

5月 1日 今 井 見山チエノさん (92歳)

5月10日 伊賀見 木治 鍾さん (78歳)

善意銀行

勿ヶ辻博さんより

亡母 愛子さんの生前のご厚情に対し
金一封

平島義隆さんより

亡母 キミノさんの生前のご厚情に対し
金一封

見山喜樹さんより

亡母 チエノさんの生前のご厚情に対し
金一封

尊い善意をお寄せ下さいまして、誠にありがとうございました。

第15回

「宇陀和太鼓まつり」

日時 6月26日(日) 13時開演

場所 宇陀市文化会館

「かぎろひホール」

内容 和太鼓演奏、ダンス等



観覧は無料です。